

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定に基づく蓮田市意見

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：マミーマート蓮田山ノ内店

所在地：蓮田市山ノ内4番2の一部

2 蓮田市の意見

- (1) 出入口No. 3の位置を北側へ移すことと、バックヤード前側溝部分をボックスカルバートに変更すること。
- (2) 騒音予測で一部規制基準を上回っている地点があるので、その対応策を確実に実施すること。
- (3) 騒音や悪臭について近隣から苦情があった場合は、誠意ある対応をすること。
- (4) 都市計画道路前口山ノ内線のアンダーパスから勤労青少年ホームに向かう市道8号線は、幅員が大変狭く、小学生の通学路でもあり、交通量が増えているので、大変危険な箇所であります。よって、県道蓮田鴻巣線から県道さいたま栗橋線への誘導看板の設置により、交通渋滞を回避すること。
- (5) 交通事故防止の観点から、カーブミラー（片面タイプ）を2箇所設置すること。
- (6) 近隣住民の交通安全の確保には誠意をもって対応すること。
- (7) 防災対策への協力。災害発生時、避難場所としての駐車場敷地の一部が利用でき、店舗で扱っている範囲の物資の受給要請があった場合、提供に協力すること。
- (8) 児童、生徒の安全確保に配慮すること。
- (9) 除害施設を設置すること。
- (10) 一般廃棄物と産業廃棄物の分別の徹底をし、混入がないよう適正に処理すること。
- (11) 食品リサイクルについても検討して頂き、実施する場合は事前に当組合へ収集業者、搬入先、年間排出量について報告すること。